

## 大阪市告示第323号

次の金融機関の店舗について、名称及び所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年3月6日

大阪市長 横山英幸

金融機関名		店 舗 名	所 在 地	変 更 年 月 日
関西みらい 銀行	変 更 前	千里山出張所	〒565-0851 吹田市千里山西5-2-3	令和8年 3月9日
	変 更 後	千里山支店	〒565-0844 吹田市千里山霧が丘22-1 B i V i 千里山2階	

(会計室会計管理担当)